



# 後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、平成20年4月の施行当初から制度廃止の議論が続くなど、先行き不透明な状況が継続していたところであったが、社会保障制度改革国民会議における議論や「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子」が閣議決定されたことにより、本制度については「存続」との結論に至ったと受け止めている。

今後は、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けることができるためにも、制度の健全な運営と持続が可能となるよう、国においては、下記の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 記

- 1 被保険者、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないように、国による財政支援を拡充すること。
- 2 地域間の不公平を生じさせないように、調整交付金及び保険料の在り方について改善を図ること。
- 3 医療費適正化及び保健事業推進のため、必要な措置を講ずること。
- 4 本制度における保険料軽減の特例措置については、安定化を図る観点から、国による財源確保の上、恒久化を図るとともに、見直しに当たっても被保険者を取り巻く環境を十分考慮し、慎重に行うこと。
- 5 国民健康保険の運営主体が都道府県に移管することを踏まえ、改めて、本制度に最も適した運営主体の在り方を明確にすること。

以上

平成25年11月14日

厚生労働大臣 田村憲久様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾俊彦

